

協議案件（2）（仮称）『豊田市地域公共交通計画』の策定について



1 豊田市公共交通基本計画

（1）第1次計画（H18～27年）

- ・合併に伴う都市としての一体性を形成する公共交通ネットワークを構築
- ・「鉄道」「**基幹バス**」「**地域バス等**」「交通結節点」「利用促進策」の施策展開

（2）第2次計画（H28～R7年） 「地域公共交通網形成計画」

- ・ネットワークの維持と質の向上（ICカード乗車券システム導入、バス情報のオープンデータ化、タクシー活用、たすけあいPJの推進、FCバス活用などに取組む。）

2 本市の公共交通を取り巻く社会状況と課題

- バス事業を担う運転手不足により、民間路線の廃止、縮小が進んでいる。
- 運転手人件費の高騰により運行経費が今後さらに上昇する見込み。加えて少子化により学生利用が減少し、運賃収入の減少も予想。→ **路線の維持が困難となる見込み**
- 超高齢化の進展で、高齢者の移動支援のための施策が必要となっている。
- 都心におけるバスターミナル整備及びバスルートの検討。
- 山村地域における持続可能な新たな移動システムの構築。
- 2027年リニア中央新幹線開業に合わせた名古屋駅とのアクセス向上と県外からの観光客の呼び込み。
- CASE、MaaSなど移動に関する新しい技術や取組み等への対応が求められている。
- コロナ禍で、市民の移動に関する意識が大きく変化している。
- 国の法改正（R2.11.27施行）により「**地域公共交通計画**」の策定が努力義務化

3 （仮称）豊田市地域公共交通計画の策定

上記2の課題等に迅速に対応するため、以下の方針で豊田市公共交通基本計画を改定し、「（仮称）豊田市地域公共交通計画」を策定する。

- ◆ 新計画の計画期間は令和4年度から令和7年度（現計画の終了年度）とし、令和4年3月の施行を目指す。
- ◆ 新技術の導入やまちづくりとの連携を図り、**本市の総合的な交通計画**として策定し、国の「**地域公共交通計画**」に位置付ける。
- ◆ 交通に関する総合計画として策定している「**豊田市交通まちづくりビジョン**」及び「**豊田市交通まちづくり行動計画**」については、本計画と統合する。

4 新計画での検討内容

新計画の方向性として、以下の7つの視点をもとに検討していく

① 持続可能性

将来的に持続可能なバスサービスの在り方検討、民間バス路線を含めた市内バスネットワークの再編検討、地域内移動の在り方についての再定義、バス事業（契約方法、事業者選定方法等）の見直し検討、バス事業評価システムの再整備等

② 超高齢社会への対応（様々な交通手段の総動員）

高齢者に適した移動手段（デマンドバス、タクシーの活用、たすけあいカー等）の導入拡大、運賃施策（MaaSによる定額制運賃等）の検討、福祉部門との連携（タクシー助成、移送

ボランティア等）、安全に車を使う施策との連携（里モビ、安全運転装置の補助等）等様々な交通手段を総動員

③ まちづくり・地域づくりへの対応

都心環境計画、立地適正化計画、おいでんさんそんビジョン等に基づくまちづくり、地域づくり、定住施策との連携（鉄道の機能強化、基幹バスの利便性向上、都心等における交通結節点整備、山村地域における新たな移動システムの構築等）

④ 先進技術の積極的な導入

自動運転技術の公共交通への導入、環境にやさしいFCバス、EVバスの導入・運行、MaaSによる移動の利便性向上等

⑤ 地域の主体的取組に対する支援

地域の移動を地域が支える仕組みづくり（地域で担う自家用運送の導入支援、地域バス評価システムの機能化、民間企業の地域内移動への関わり支援等）

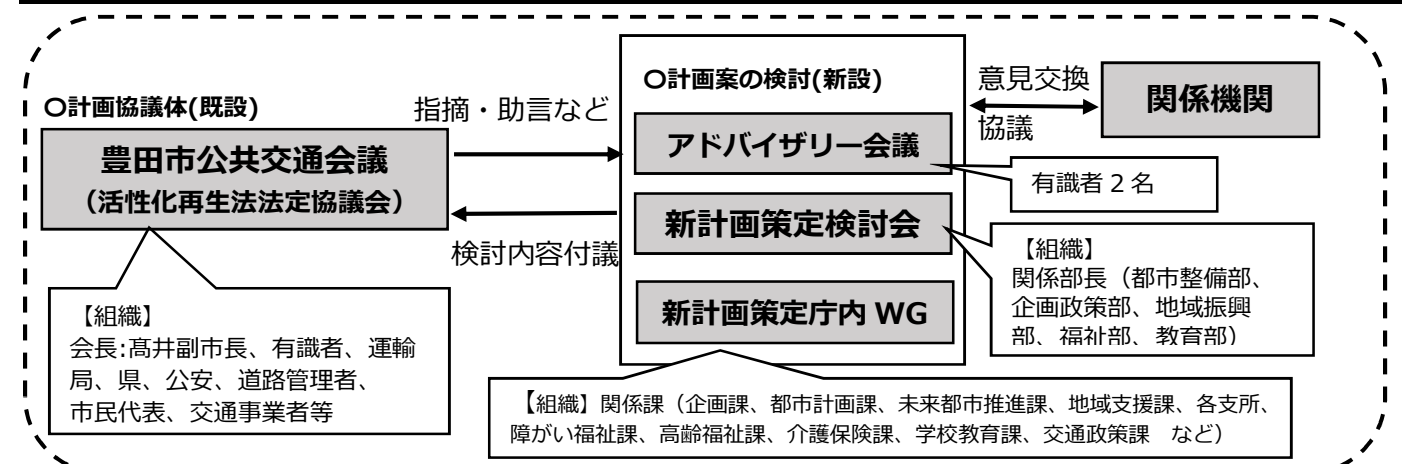
⑥ コロナウイルスへの対応

移動に関する市民の意識が変化した中、ウィズコロナ、アフターコロナ戦略を検討

⑦ 国の制度への対応

国が示す「**地域がデザインする地域の交通**」を目指し、国庫補助も積極的に活用

5 検討体制



6 スケジュール

令和3年度かけて検討・協議し、令和4年3月の施行を目指す。

